

事 務 連 絡
平成 30 年 8 月 16 日

各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況に係る追加調査について（依頼）

平素より、私立学校施設整備費の執行事務に御尽力いただき、御礼申し上げます。

先日「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）」（平成 30 年 6 月 29 日付け 30 施企第 12 号）にて調査票を御提出いただいたところですが、ブロック塀等の安全対策に係る今後の支援措置の検討・調整のため、追加調査を実施します。

については、所轄の私立学校に対して依頼するとともに、調査結果の取りまとめ及び提出をお願いします。

なお、本調査は公表を前提としたものではなく、私立学校施設のブロック塀等の安全対策の状況を把握するために用いるものであることを申し添えます。

【問い合わせ先】

文部科学省高等教育局私学部
私学助成課助成第二係 青山、小野内、村形
電話：03-5253-4111（内線 2746）
e-mail：josei2@mext.go.jp

1. 調査対象

設置時点の建築基準法に適合していたブロック塀等のうち、ブロック塀等の安全対策を国の支援措置を活用して行う予定のもの。(建築基準法の適合が不明の場合は、本調査に計上していただいて構いませんが、仮に国の支援措置がなされた後に、設置時点で建築基準法上違法のものであったことが判明した場合、その返還等が生ずる可能性があります。)

調査時点：平成30年8月16日

2. 対象学校種

私立の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校

※ 帰還困難区域等内に設置されている学校は除きます。

※ 同一の敷地等を複数の学校で利用している場合は、重複のないよう計上してください。

3. 提出方法

別添「調査票」を josei2@mext.go.jp あてに電子メールで提出してください。

メールの件名は「(都道府県名) ブロック塀追加調査の提出」とし、提出ファイル名は「都道府県番号 都道府県名 調査票」としてください。

4. 提出期限

平成30年8月31日(金) 15時

※ 提出期限の厳守に御協力をお願いします。

5. 確認内容

- ・別添作業要領に従って、調査票に必要な事項の記載をお願いいたします。
- ・本調査票の提出をもちまして、「私立高等学校等における補助対象事業の実施計画調査について」(平成30年6月12日付け事務連絡)において提出いただいた調査票への計上があったものとして取り扱います。
- ・ブロック塀等の安全対策を国の支援措置を活用して行う予定のものについては、記載漏れのないようお願いいたします。なお、**本確認をもって、国の支援措置の対象となることを確約するものではありません。**
- ・今回依頼させていただく調査票は、「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等実施状況調査について(依頼)」(30施企第12号 平成30年6月29日)で参考配布した「作業シート」に調査項目を追加したものです。適宜「作業シート」をコピーして作成してください。また、「作業シート」を作成していない設置者についても、本調査票の様式での提出をお願いいたします。
- ・1. に示す調査対象のブロック塀等がない学校分の調査票への記載及び提出は不要です。

作業要領

項目①～⑩の記載方法については、「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等実施状況調査について（依頼）」（平成30年6月29日30施企第12号）に添付の「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査 学校設置者用メモ」を参照してください。

今回新たに追加された項目⑫～⑬については、以下の要領をご確認いただき必要事項の記載をお願いいたします。

万が一、前回調査において、今回の調査の対象となるブロック塀等の報告漏れがありましたら、本調査票に適宜追記してください。

【項目⑫～⑬作業要領】

※プルダウンから選択とされている項目については、必ずプルダウンから選択し、それ以外の文字の記入をしないでください。

※数字は半角で記入してください。

※記載に当たり、行が不足し、行を追加する場合、表の最下行の計算式に追加した行が反映されていることを確認してください。

※シートの追加、シート名の変更は絶対にしないでください。

※項目⑫～⑬は、事務連絡記1. に示す調査対象のブロック塀等に限定して記載してください。

〔 調査対象：設置時点の建築基準法に適合していたブロック塀等のうち、ブロック塀等の安全対策を国の支援措置を活用して行う予定のもの。 〕

※調査時点は平成30年8月16日としてください。

・項目⑫ 学校種

該当する学校種をプルダウンから選択してください。

・項目⑬ 存在する塀等の設置場所

安全上対策が必要とされたブロック塀等の設置場所について該当の有無をプルダウンから選択してください。（敷地の境界（通学路・道路に面している）、敷地の境界（それ以外）、プール等の目隠し、ボール当て用の壁、ゴミ集積場等の囲い、その他）

【該当するものを全て選択してください。】

・項目⑭ 塀等の高さ

安全上対策が必要とされたブロック塀等の地盤面からの高さを記載してください。

高さの異なる複数のブロック塀が調査対象となっている場合、最も高い塀等の高さを記載してください。

・項目⑮ 塀等の応急対策の実施状況

安全上対策が必要とされたブロック塀等の応急対策の実施状況をプルダウンから選択してください。(撤去済、立入禁止等(注意喚起を含む)の措置済)

【いずれかを選択してください。両方該当する場合は、「撤去済」を選択してください。

また、高さを低くするためなどで一部撤去を実施した場合も「撤去済」を選択してください。(例：2.2mの高さのブロック塀を0.9mの高さまで撤去。)]

・項目⑯ 安全対策の内容

国の支援措置の活用を検討している安全対策の内容について該当の有無をプルダウンから選択してください。(撤去、再設置、改修※)

※改修とは、既存のブロック塀等を補強等により対策を行うことをいう。

【該当するものを全て選択してください。撤去後に再設置を行う場合は、撤去・再設置いずれの欄にも「有」を選択してください。また、これまでに実施した安全対策分も反映してください。(例：応急対策にて撤去済で、今後再設置予定の場合、撤去・再設置いずれの欄にも「有」を選択。)]

・項目⑰ 撤去する長さ

国の支援措置の活用を検討している安全対策のうち、撤去を行うブロック塀等の長さを記載してください。

【調査時点までに撤去したブロック塀等は「実施済」欄に、調査時点以降に撤去予定のブロック塀等は「実施予定」欄にその長さを記載してください。また、撤去する長さは、再設置のために撤去したブロック塀等の長さも含めてください。】

・項目⑱ 再設置する長さ

国の支援措置の活用を検討している安全対策のうち、再設置を行うブロック塀等の長さを記載してください。

【調査時点までに再設置したブロック塀等は「実施済」欄に、調査時点以降に再設置予定のブロック塀等は「実施予定」欄にその長さを記載してください。】

・項目⑱ 改修する長さ

国の支援措置の活用を検討している安全対策のうち、改修を行うブロック塀等の長さを記載してください。

【調査時点までに改修したブロック塀等は「実施済」欄に、調査時点以降に改修予定のブロック塀等は「実施予定」欄にその長さを記載してください。】

・項目⑳ 再設置する塀等の種類

国の支援措置を活用してブロック塀等の再設置を行うことを検討している場合、再設置する塀等の種類について該当の有無をプルダウンから選択してください。

【該当するものを全て選択してください。再設置を行わない場合は空欄としてください。】

・項目㉑ 事業費、見積書等の徴収

ブロック塀等の撤去・改修、又は撤去に伴うフェンス等の設置に必要となる事業費を左欄に千円単位で記載してください。なお、事業費が不明な場合は、専門業者に確認した一般的な単価や過去の実績を踏まえて推計した額など、概算額でも構いませんので必ず記載ください。

なお、事業費が工事契約を前提とした見積書や契約書に基づくものである場合には、右欄に「○」をプルダウンから選択してください。（概算額の場合は空欄としてください。）

【左欄に記載する金額は事業費です。国の支援措置額（事業費に一定割合を乗じた額）を記載しないよう御留意ください。】

・項目㉒ 契約（予定）時期

安全上対策が必要とされたブロック塀等の対策工事についての契約（予定）時期をプルダウンから選択してください。

【安全対策工事が2つ以上に分かれる場合、契約（予定）時期が最も早い工事の契約（予定）時期を選択してください。】

・項目㉓ 工事完了（予定）時期

安全上対策が必要とされたブロック塀等の対策工事について工事完了（予定）時期をプルダウンから選択してください。

【安全対策工事が2つ以上に分かれる場合、工事完了（予定）時期が最も遅い工事の工事完了（予定）時期を選択してください。】

ブロック塀等に係る建築基準法施行令の主な改正経過

◆第61条

<制定：昭和25年政令第338号 施行：昭和25年11月23日>

第61条（組積造のへい）

- 1 組積造のへいは、下の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 高さは3m以下とすること。
 - 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
 - 三 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。但し、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。

<制定：昭和45年政令第333号 施行：昭和46年1月1日>

第61条（組積造のへい）

- 1 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 高さは2m以下とすること。
 - 二・三 略
 - 四 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。

<制定：昭和55年政令第196号 施行：昭和56年6月1日>

第61条（組積造のへい）

- 1 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 高さは1.2m以下とすること。
 - 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
 - 三 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
 - 四 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。

◆第62条の8

<制定：昭和45年政令第333号 施行：昭和46年1月1日>

第62条の8（へい）

- 1 補強コンクリートブロック造のへいは、次の各号（高さ1.2m以下のへいにあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
 - 一 高さは3m以下とすること。
 - 二 壁の厚さは、15cm（高さ2m以下のへいにあつては、10cm）以上とすること。
 - 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置すること。

- 四 壁内には、径9 mm以上の鉄筋を縦横に80 cm以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.2 m以下ごとに、径9 mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さ5分の1以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎかけして定着すること。
- 七 基礎のたけは、35 cm以上とし、根入れの深さは30 cm以上とすること。

<制定：昭和55年政令第196号 施行：昭和56年6月1日>

第62条の8 (へい)

1 補強コンクリートブロック造のへいは、次の各号（高さ1.2 m以下のへいにあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 高さは2.2 m以下とすること。

二～四 略

五 長さ3.4 m以下ごとに、径9 mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さ5分の1以上突出したものを設けること。

六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、鉄筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。

七 基礎の丈は、35 cm以上とし、根入れの深さは30 cm以上とすること。

<制定：平成12年政令第312号 施行：平成13年1月6日>

第62条の8 (塀)

1 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ1.2 m以下のへいにあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 高さは2.2 m以下とすること。

二 壁の厚さは、15 cm（高さ2 m以下の塀にあつては、10 cm）以上とすること。

三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9 mm以上の鉄筋を配置すること。

四 壁内には、径9 mm以上の鉄筋を縦横に80 cm以下の間隔で配置すること。

五 長さ3.4 m以下ごとに、径9 mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さ5分の1以上突出したものを設けること。

六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、鉄筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。

七 基礎の丈は、35 cm以上とし、根入れの深さは30 cm以上とすること。

